

京都大学科学技術イノベーション創出フェローシップ事業実施要項新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(フェローシップの支給額及び支給方法)</p> <p>第11条 フェローシップ事業の支給対象となった学生(以下「支給対象学生」という。)に支給するフェローシップは次の各号に掲げる資金で構成し、それぞれの支給額は当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) } (略)</p> <p>2・3 }</p> <p>4 研究専念支援金の一部については、<u>支給対象学生をリサーチ・アシスタントとして雇用し、その給与として支給することがある。</u></p> <p>(申請資格)</p> <p>第12条 フェローシップ事業への申請資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) フェローシップ事業募集年度において、大学院博士課程に在籍し、次のいずれかの区分に該当する者であること。</p> <p>イ 博士後期課程の第1年次に在学する者(在学月数が12か月未満の者に限る。)</p> <p>ロ 医学研究科及び薬学研究科の4年制の博士課程の第2年次に在学する者(在学月数が12か月以上24か月未満の者に限る。)</p> <p>ハ 一貫制博士課程の第3年次に在学する者(在学月数が24か月以上36か月未満の者に限る。)</p> <p>(3) 独立行政法人日本学術振興会特別研究員、国費外国人留学生(国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)第2条に定めるものをいう。)又は本国からの奨学金等の支援を受ける留学生でないこと。</p> <p>(4) 所属する大学又は企業等から、生活費相当額として十分な水準(フェローシップと同程度の額をいう。)の給与、役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる学生でないこと。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、フェローシップ事業募集年度において、前項各号(第2号を除く。)及び次の各号に掲げる要件をすべて満たす者は、フェローシップ事業への申請資格を有するものとする。ただし、支給対象学生が、第16条に定め</p>	<p>(フェローシップの支給額及び支給方法)</p> <p>第11条 } (同 左)</p> <p>(1)・(2) }</p> <p>2・3 }</p> <p>4 研究専念支援金の一部については、リサーチ・アシスタント等の給与等として<u>支給対象学生に支給することがある。</u></p> <p>(申請資格)</p> <p>第12条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>イ }</p> <p>ロ 医学研究科及び薬学研究科の4年制の博士課程の<u>第1年次(在学月数が12か月未満の者に限る。)</u>及び第2年次に在学する者(在学月数が12か月以上24か月未満の者に限る。)</p> <p>ハ (同 左)</p> <p>(3) 独立行政法人日本学術振興会特別研究員、<u>国立研究開発法人科学技術振興機構「次世代研究者挑戦的研究プログラム」</u>により実施する<u>京都大学大学院教育支援機構プログラムの研究奨励費の支給対象学生</u>、国費外国人留学生(国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)第2条に定めるものをいう。)又は本国からの奨学金等の支援を受ける留学生でないこと。</p> <p>(4) 所属する大学又は企業等から、生活費相当額として十分な水準(年額2,400,000円を基準とする。)の給与、役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる学生でないこと。</p> <p>2 (同 左)</p>

改正前	改正後
<p>るフェローシップの支給の取消しを受けた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 大学院博士課程に在籍し、次のいずれかの区分に該当する者であること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 医学研究科及び薬学研究科の4年制の博士課程に在学する者 <u>(第1年次に在学する者を除く。)</u></p> <p>ハ } (略)</p> <p>(2) } (中 略)</p> <p>(支給の取消)</p> <p>第16条 支給対象学生が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該支給対象学生に係るフェローシップの支給を取り消す。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>(1) } (同 左)</p> <p>イ } (同 左)</p> <p>ロ 医学研究科及び薬学研究科の4年制の博士課程に在学する者</p> <p>ハ } (同 左)</p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>(支給対象)</p> <p>第16条 <u>フェローシップの支給対象は、博士後期課程、一貫制博士課程の後期3年に相当する課程又は標準修業年限が4年の博士課程に在学する学生の当該課程の標準修業年限以内の期間(出産、育児等による休業の場合で、機構長が認める期間を除き、休学期間を含む。)</u>とする。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、支給対象学生が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該支給対象学生を支給対象から除外する。</u></p> <p>(1)～(7) (同 左)</p> <p>附 則 (令和5年3月総長裁定) この要項は、令和5年3月31日から施行する。</p> <p>別表 (別 添)</p>

別表

分野	研究科	専攻	採用人数
情報・AI分野	理学研究科	数学・数理解析専攻 地球惑星科学専攻	25名
	情報学研究科	知能情報学専攻 社会情報学専攻 先端数理科学専攻 数理工学専攻 システム科学専攻 通信情報システム専攻 情報学専攻	
量子分野	理学研究科	数学・数理解析専攻 物理学・宇宙物理学専攻	21名
	工学研究科	原子核工学専攻 電気工学専攻 電子工学専攻	
	情報学研究科	通信情報システム専攻 情報学専攻(通信情報システムコースに限る。)	
マテリアル分野	理学研究科	数学・数理解析専攻 化学専攻 生物科学専攻	40名
	医学研究科	医学専攻 医科学専攻	
	薬学研究科	薬科学専攻 医薬創成情報科学専攻	
	工学研究科	材料工学専攻 材料化学専攻 物質エネルギー化学専攻 分子工学専攻 高分子化学専攻 合成・生物化学専攻 化学工学専攻	
	農学研究科	応用生命科学専攻	
健康・医療・環境分野	医学研究科	医学専攻	11名
	薬学研究科	薬科学専攻 医薬創成情報科学専攻 薬学専攻	
	農学研究科	農学専攻 森林科学専攻 応用生命科学専攻 応用生物科学専攻 地域環境科学専攻 生物資源経済学専攻 食品生物科学専攻	
	エネルギー科学研究科	エネルギー社会・環境科学専攻 エネルギー基礎科学専攻 エネルギー変換科学専攻 エネルギー応用科学専攻	

総合生存学館

総合生存学専攻